

自治体情報システムの標準化・共通化

これまでの取組・現状

- 自治体ごとにおける情報システムのカスタマイズにより、
 - ・維持管理や制度改正時の改修等において、自治体は個別対応を余儀なくされ負担が大きい
 - ・情報システムの差異の調整が負担となり、クラウド利用が円滑に進まない
 - ・住民サービスを向上させる最適な取組を迅速に全国へ普及させることが難しい 等の課題が発生。
- このような状況を踏まえ、地方公共団体に対し、標準化対象事務(※) について、標準化基準に適合した情報システム(標準準拠システム) の利用を義務付ける「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が成立。

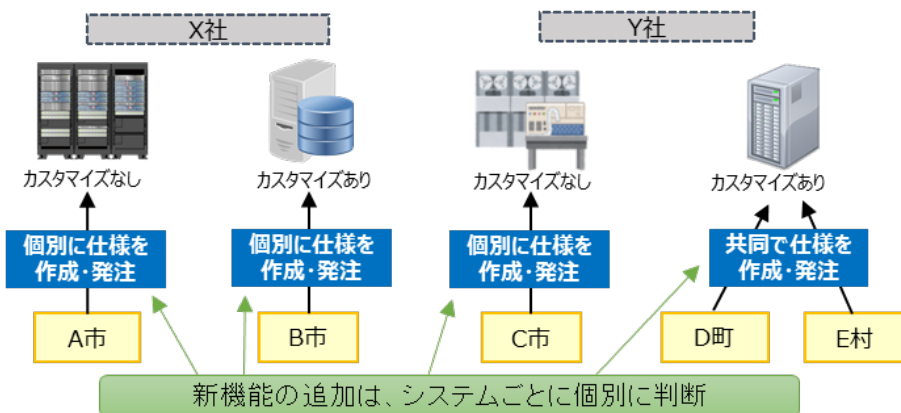
※ 20業務 (児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金)

目標・成果イメージ

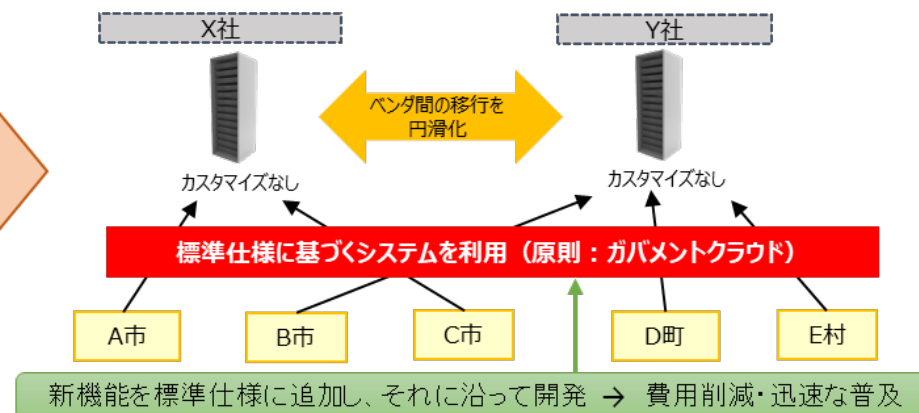
- 標準化・共通化の取組により、人的・財政的な負担の軽減を図り、自治体の職員が住民への直接的なサービス提供や地域の実情を踏まえた企画立案業務などに注力できるようにするとともに、オンライン申請等を全国に普及させるためのデジタル化の基盤を構築。
- 令和7年度(2025年度)までに、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの円滑な移行を目指す。

情報システムの標準化イメージ

【標準化前】

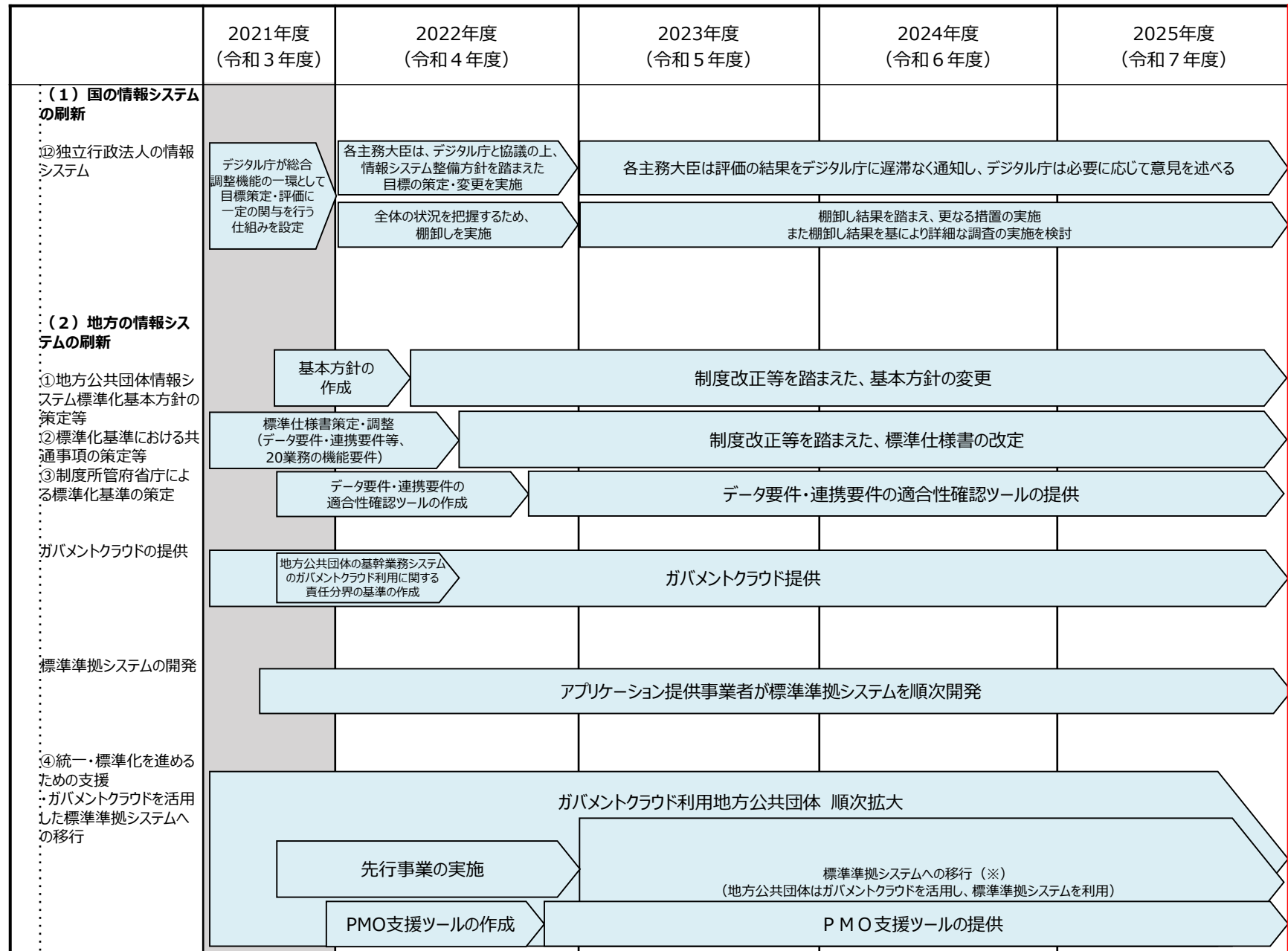


【標準化後】



自治体システムの標準化・共通化に向けたスケジュール

デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和4年6月7日閣議決定）より抜粋



※ 取組においては地方公共団体の意見を丁寧に聴いて進める。

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）の概要

趣旨

国民が行政手続において情報通信技術の便益を享受できる環境を整備するとともに、情報通信技術の効果的な活用により持続可能な行政運営を確立することが国及び地方公共団体の喫緊の課題であることに鑑み、地方公共団体情報システムの標準化について、基本方針及び地方公共団体情報システムに必要とされる機能等についての基準の策定その他の**地方公共団体情報システムの標準化を推進するために必要な事項を定める。**

概要

① 情報システムの標準化の対象範囲

- 各地方公共団体における事務の処理の内容の共通性、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化の観点から、標準化の対象となる事務を政令で特定

※ 児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金

② 国による基本方針の作成

- 政府は、地方公共団体の情報システムの標準化の推進について、基本方針を作成
- 内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣が、関係行政機関の長に協議、知事会・市長会・町村会等から意見聴取の上、方針案を作成

③ 情報システムの基準の策定

- 所管大臣は、①の事務の処理に利用する情報システムの標準化のための基準（省令）を策定
- 内閣総理大臣及び総務大臣は、データ連携、サイバーセキュリティ、クラウド利用等各情報システムに共通の事項の基準（省令）を策定
- 策定時に地方公共団体等の意見反映のための措置を実施

④ 基準に適合した情報システムの利用

- 地方公共団体が①の事務の処理に利用する情報システムは、③の省令で定める期間内に基準に適合することが必要
- ①の事務と一体的に処理することが効率的である場合に、基準に適合する情報システムの機能等について、①の事務以外の事務を処理するために必要な最小限度の追加等が可能

⑤ その他の措置

- 地方公共団体は、国による全国的なクラウド活用環境整備の状況を踏まえつつ、当該環境においてクラウドを活用して情報システムを利用するよう努める
- 国は、標準化のために必要な財政措置を講ずるよう努めるとともに、地方公共団体における標準化の状況の把握や地方公共団体が基準への適合を判断するための支援等を実施

⑥ 施行期日等

- 令和3年9月1日
- 法律の施行後5年を経過した場合において、法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる

標準化関係法規等関係図

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令【法 § 2①】

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令【法 § 2①】

地方公共団体情報システム標準化基本方針【法 § 5】

標準化法上の法規範となるもの(標準仕様)

標準化対象事務の標準仕様書【法 § 6】

住民記録システム標準仕様書

印鑑登録システム標準仕様書

戸籍情報システム標準仕様書

戸籍附票システム標準仕様書

選挙人名簿管理システム
標準仕様書

税務システム標準仕様書

就学事務システム
(学齢簿編製等)標準仕様書

就学事務システム
(就学援助)標準仕様書

健康管理システム標準仕様書

児童扶養手当システム
標準仕様書

生活保護システム標準仕様書

障害者福祉システム
標準仕様書

介護保険システム標準仕様書

国民健康保険システム
標準仕様書

後期高齢者支援システム
標準仕様書

国民年金システム標準仕様書

児童手当システム標準仕様書

子ども・子育て支援システム
標準仕様書

地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書【法 § 7(法 § 5②Ⅲイ)】

地方公共団体情報システム非機能要件の標準【法 § 7(法 § 5②Ⅲロ・ニ)】

地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【法 § 7(法 § 5②Ⅲハ)】

地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書【法 § 7(法 § 5②Ⅲ二)】

自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書【法 § 9②】

デジタル基盤改革支援補助金事務処理要領・Q&A・FAQ【法 § 9②・ § 11】

標準化PMO上のFAQ等【法 § 9②】

【参考】各資料の公表日等

R3. 5. 19公布/9. 1施行

R4. 1. 4公布・施行
→今年度中に改定予定

R4. 10. 7閣議決定

R4. 8. 31公表
※一部仕様書はR4. 8中(8. 31以外)
に公表。

R4. 10. 7公表

R4. 8. 31公表

R3. 7. 7公表 →年内に改定予定

R4. 10. 7改定

R4. 5. 31運用開始

- 「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和3年法律第40号）第5条に基づき、標準化の推進に関する基本的な事項について、地方公共団体情報システム標準化基本方針を定めるもの。
- 内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣が、関係行政機関の長に協議、地方3団体から意見聴取の上、作成。

標準化の意義及び目標

移行期間：「2025年度までに、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を目指す」

情報システムの運用経費等：「平成30年度（2018年度）比で少なくとも3割の削減を目指す」

地方公共団体における**デジタル基盤の整備、競争環境の確保、システムの所有から利用へ、迅速で柔軟なシステムの構築**

→ 国又は地方公共団体は、従来、時間と費用の両面から大きなコストが生じていた基幹業務システムからのデータの取り込みを円滑に行うことが可能となり、迅速な国民向けサービスの開始に寄与する。

→ **デジタル庁は総務省とともに、全地方公共団体の移行スケジュール及び移行に当たっての課題を把握し、その解決に地方公共団体と協力して取り組むこととする。その上で、総務省は、デジタル庁とともに、地方公共団体に対して必要な助言を行い、適正な費用での安全な移行が担保される計画を作成する。**

施策に関する基本的な方針

- ・標準化対象事務の範囲
- ・標準準拠システムの機能等に係る必要な最小限度の改変又は追加
- ・推進体制
(制度所管府省の役割、関係府省会議)
- ・意見聴取等

標準化基準に関する基本的な事項

- ・共通標準化基準に関する基本的な事項
(データ要件・連携要件、セキュリティ、ガバメントクラウドの利用(※1)、共通機能)
- ・標準化基準の策定に関する基本的な事項
(標準化基準の策定・変更方針、適合性の確認、検討体制)

その他推進に必要な事項

- ・地方公共団体への財政支援
(財政支援に関する基本的考え方、デジタル基盤改革支援補助金(※2))
- ・地方公共団体へのその他の支援
(情報提供、市区町村の進捗管理、デジタル人材、都道府県の役割等)

(※1)・ガバメントクラウドの利用料：デジタル庁、総務省、財務省、地方公共団体等が協議して検討。

・ガバメントクラウド以外の環境：ガバメントクラウドと比較して、性能面や経済合理性等を比較衡量して総合的に優れていると判断する場合には、利用を妨げない。

(※2)ガバメントクラウド以外の環境への移行補助：①、②を要件として例外的に対象に含める方向で検討(①性能面・経済合理性等を定量的に比較した結果の公表・継続的モニタリング、②ガバメントクラウドと接続し、必要なデータを連携させることを可能とすること)。

地方公共団体情報システムの標準化に関する調査概要

1. 調査概要

基本方針【第1.0版】（案）において、「基本方針の決定後、デジタル庁は総務省とともに、全地方公共団体の移行スケジュール及び移行に当たっての課題を把握し、その解決に地方公共団体と協力して取り組むこととする。」とされていることから、以下のとおり、基本方針の閣議決定後、速やかに地方公共団体に対して、標準化の移行スケジュール及び移行経費に関する調査を行う。

2. 調査内容（予定）

スケジュール調査 (第1回)	調査項目	調査内容
	I. 移行完了時期	業務ごとの標準準拠システムへの移行完了時期
	II. 手順書に沿った作業ごとの完了予定時期	業務ごとの手順書に沿った作業（17作業）ごとの準備状況及び完了予定時期
	III. 移行先の種別	業務ごとの移行先種別（ガバメントクラウド、その他クラウド、オンプレ等）
経費調査 (第2回)	調査項目	調査内容
	I. 移行に要する経費の見込額	業務ごとに、補助対象経費の区分ごと+その他の経費の見込額
	II. 補助対象経費以外に必要な経費の概要	Iにおいて「その他」に金額を記載した場合、その概要
	III. 見積書取得状況	Iの見込額の根拠となる見積書の取得状況（見積依頼業者数及び見積取得数）

3. 実施時期（予定）

		令和4年度					～令和7年度
		9月	10月	11月	12月	1月	
マイルストーン			基本方針閣議決定 ▼				調査を踏まえ、円滑な移行に向けた支援等を実施
スケジュール調査 (第1回)	調査実施		→				
	回答精査・結果集計			→			
経費調査 (第2回)	調査実施			→			
	回答精査・結果集計					→	

※調査内容及び実施時期等については現在調整中であり、今後変更の可能性あり

自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書【第1.0版】 概要

1. 手順書の趣旨

- 本手順書は、標準準拠システムへの円滑な移行に資するよう、自治体において共通して想定される標準化・共通化の作業手順等をまとめたもの。（なお、今後の標準仕様やガバメントクラウド等の検討を踏まえ、随時、手順書の改定を行うことを予定。）
- 各自治体は、本手順書も参考としつつ、自らのシステムの現状等を十分に把握の上、目標時期までの移行に向け計画的に取り組むことが求められる。

2. 必要性・メリット

- 自治体情報システムは、利便性等の観点から団体ごとにカスタマイズ等が行われてきた結果、「維持管理や制度改正時の改修等における個別対応・負担」「クラウド利用が円滑に進まない」「住民サービスを向上させる最適な取組の迅速な全国展開が難しい」等の課題がある。
- 標準化・共通化の取組は、こうした人的・財政的な負担の軽減を図り、自治体の職員が住民への直接的なサービス提供や地域の実情を踏まえた企画立案業務などに注力できるようにするとともに、オンライン申請等を全国に普及させるためのデジタル化の基盤を構築するもの。

3. 特徴・作業手順等

○ 標準化・共通化の特徴

標準化対象システムについて、関係府省において標準仕様書を作成した上で、各ベンダが標準準拠システムを全国規模のクラウド基盤（ガバメントクラウド）に構築し、当該システムを各自治体が利用する姿を目指す。

- (1) 目標時期は令和7年度 (2) 全ての標準化対象事務(20事務)が対象 (3) 全自治体における短期的・集中的な取組
(4) 国の動きと密接に関連（関係府省の標準仕様書、ガバメントクラウドへの移行等）(5) 標準仕様書に基づく業務フロー等の見直しの検討
→ **全庁的な体制整備、綿密な移行計画の作成が必要。早期着手により令和7年度までの事務負担の平準化が重要。**

○ 作業手順等

（下線部は早期に実施可能と想定される作業）

計画立案フェーズ	①推進体制の立ち上げ、②現行システムの概要調査、③標準仕様との比較分析、④移行計画作成
システム選定フェーズ	⑤ベンダに対する情報提供依頼(RFI)資料の作成、⑥RFIの実施、⑦RFI結果分析及び移行計画の詳細化、⑧予算要求、⑨ベンダへ提案依頼(RFP) ⑩ベンダ選定・決定、⑪契約・詳細スケジュールの確定、⑫特定個人情報保護評価（PIA）
移行フェーズ	⑬システム移行時の設定、⑭データ移行、⑮テスト・研修、⑯次期情報システム環境構築・NW、⑰条例・規則等改正

※ あわせて、自治体の標準準拠システムへの円滑な移行に向けて、デジタル基盤改革支援補助金による財政支援を行う。

自治体情報システムの標準化・共通化に向けた環境整備

1,825億円

※ 四捨五入の関係上、合計額が必ずしも一致しない

(R2第3次補正予算:1,509億円、R3第1次補正予算:317億円)

- 標準化対象の20業務 (※) に係る自治体の情報システムについて、クラウド活用を原則とした標準化・共通化に向けた自治体の取組を支援し、令和7年度(2025年度)までに標準化基準に適合した情報システム(標準準拠システム)を利用する形態に移行することを目指す。

※ 20業務 (児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金)

概要

- 各自治体が、令和7年度(2025年度)までにガバメントクラウド上で構築された標準準拠システムを利用する形態に移行することを目指すため、住民に関する事務処理の基盤となる基幹系情報システムについて、移行のために必要となる経費を支援する(基金に計上)。

※ガバメントクラウド以外の環境(オンプレミスを除く)へ移行する場合においても、
(ア)ガバメントクラウドと性能面・経済合理性等を定量的に比較した結果を公表するとともに、継続的にモニタリングを行うこと、
(イ)ガバメントクラウドと接続し、ガバメントクラウド上の標準準拠システム等と、必要なデータを連携させることを可能とすることを条件として支援の対象とする。

<基金の造成先> 地方公共団体情報システム機構(J-LIS)

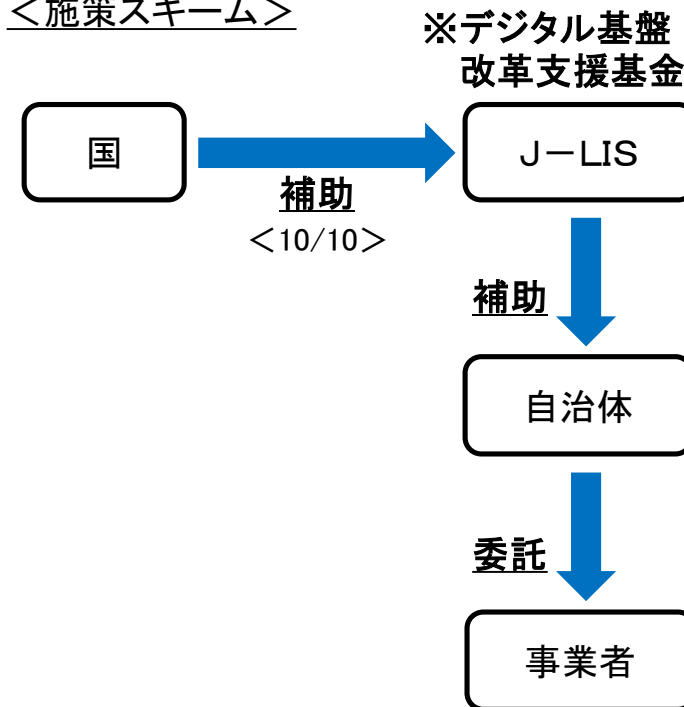
<基金の主な使途>

○ガバメントクラウドへの移行に要する経費

- ・ガバメントクラウド上のシステムへの移行準備経費(現行システム分析調査、移行計画策定等)
- ・システム移行経費(接続、データ移行等) など

<基金の年限> 令和7年度まで

<施策スキーム>



自治体情報システムの標準化・共通化に係る進捗状況の把握・情報提供等(標準化PMO)

- 令和7年度までに、全ての自治体が標準化基準に適合した情報システム（標準準拠システム）へ円滑に移行することができるよう、各自治体における標準化・共通化の状況を把握するための調査を行うとともに、自治体に対し、自治体情報システムの標準化・共通化のために必要な助言や情報提供等を行い、もって、標準化・共通化の取組の加速化・円滑化を図る。

<参考> 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号） 抄

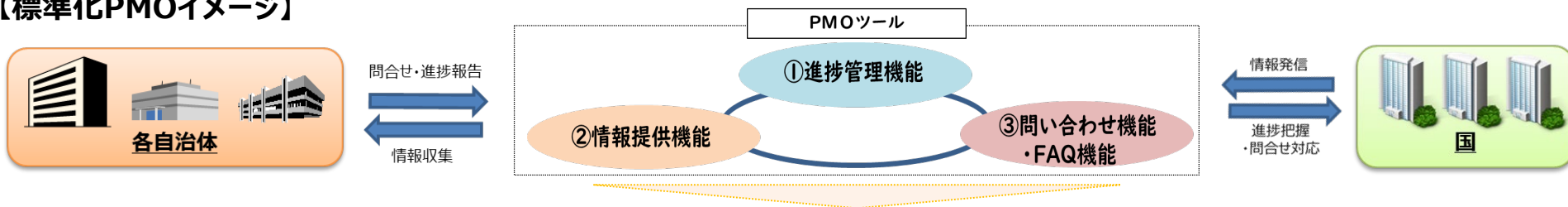
(国の措置等)

第九条 (略)

2 国は、地方公共団体における地方公共団体情報システムの標準化の状況を把握するための調査を行うとともに、地方公共団体に対し、地方公共団体情報システムの標準化のために必要な助言、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。

3 都道府県は、市町村（特別区を含む。）に対し、地方公共団体情報システムの標準化のために必要な助言、情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

【標準化PMOイメージ】



①進捗管理機能

40ステップ	標準化に係る進捗状況
1	標準化対象業務の特定
2	標準化対象業務の整理
3	標準化対象業務の優先順位付け
4	標準化対象業務の洗い出し
5	標準化対象業務の整理
6	標準化対象業務の優先順位付け
7	標準化対象業務の洗い出し
8	標準化対象業務の整理
9	標準化対象業務の優先順位付け
10	標準化対象業務の洗い出し
11	標準化対象業務の整理
12	標準化対象業務の優先順位付け
13	標準化対象業務の洗い出し
14	標準化対象業務の整理
15	標準化対象業務の優先順位付け
16	標準化対象業務の洗い出し
17	標準化対象業務の整理
18	標準化対象業務の優先順位付け
19	標準化対象業務の洗い出し
20	標準化対象業務の整理
21	標準化対象業務の優先順位付け
22	標準化対象業務の洗い出し
23	標準化対象業務の整理
24	標準化対象業務の優先順位付け
25	標準化対象業務の洗い出し
26	標準化対象業務の整理
27	標準化対象業務の優先順位付け
28	標準化対象業務の洗い出し
29	標準化対象業務の整理
30	標準化対象業務の優先順位付け
31	標準化対象業務の洗い出し
32	標準化対象業務の整理
33	標準化対象業務の優先順位付け
34	標準化対象業務の洗い出し
35	標準化対象業務の整理
36	標準化対象業務の優先順位付け
37	標準化対象業務の洗い出し
38	標準化対象業務の整理
39	標準化対象業務の優先順位付け
40	標準化対象業務の洗い出し

標準化に係る進捗について、標準化対象の20業務ごとに40のステップに分け、各自治体が状況を毎月報告。



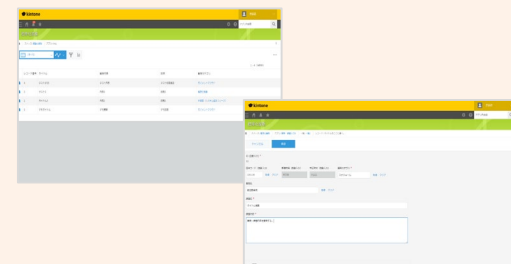
標準化に係る進捗状況について、**グラフや数字等により一目で状況を把握**できるよう工夫。自治体単位や都道府県単位で進捗状況の確認が可能。

②情報提供機能



国における標準化に係る基本方針や各種標準仕様書、その検討状況等について、当該ツールから**一元的に情報提供**。

③問い合わせ機能・FAQ機能



標準化に係る質疑や課題の報告等について、当該ツールから**一元的に問合せ**可能。頻出する問合せ等については、FAQとして取りまとめ、共有。

都道府県の市区町村に対する役割のポイント

＜参考＞令和4年9月13日 総行デ第43号
「地方公共団体情報システムの標準化に係る今後の取組について(通知)」

標準化を取り巻く状況

- 「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」(令和3年法律第40号。以下「標準化法」という。)第5条に基づく、標準化の推進に関する基本的な方針 **(地方公共団体情報システム標準化基本方針。以下「基本方針」という。)** が令和4年10月7日に閣議決定。また、令和4年夏には、住民記録システムをはじめとする標準化対象の20業務に係る標準仕様書やデータ要件・連携要件等の共通要件に係る標準仕様書が策定又は改定され、公表されたところ。
- 各市区町村は、標準化に係る基本方針や標準仕様書等が出揃ったことから、「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書【第1.0版】」等も参考にしながら、**令和7年度までの移行に向けて、標準化の取組を本格的に進めることが必要。**

都道府県における役割等のポイント

- 標準化法第9条第3項において、都道府県による市区町村への必要な助言、情報提供等を実施することに関する努力義務が規定されているところ。**管内市区町村について、進捗管理等支援ツールを用いた国及び管内市区町村との連絡調整や、助言、情報提供について、一層主体的かつ主導的な役割を果たすことが期待。**標準化の取組を進めるに当たっては、**各都道府県における情報化を担当する部局と市区町村行政を担当する部局が連携して、各市区町村の取組を丁寧に把握し、助言等いただくことが重要。**
- 国が実施する各自治体における標準化の移行スケジュールや経費に関する調査等について、各都道府県は、調査に当たり、**管内市区町村の回答内容の確認も含め、市区町村の標準化の取組の進捗状況の把握や市区町村に対する助言を積極的に行うことが期待。**また、**国と都道府県の円滑な連携に資するため、標準化担当副知事等名簿を作成したところであり、当該名簿を活用しながら、国と都道府県が緊密に連携して、市区町村における進捗管理等の支援を行うことが重要。**

ガバメントクラウド先行事業(地方自治体の基幹業務システム)について

○ 市町村が、ガバメントクラウドに構築する基幹業務システムを、安心して利用できるようにするため、ガバメントクラウドへの移行に係る課題の検証を行う先行事業を、デジタル庁において、令和3年度及び令和4年度にかけて実施。

1. 対象市町村

- ・検証に協力していただける市町村 ※次ページ参照

2. 対象とする業務システム

- ・基幹業務等のシステム

3. 先行事業の内容

- ・ ガバメントクラウドのテスト環境に、市町村が現に利用する基幹業務等システム又は市町村が導入を希望する基幹業務等システムのアプリケーションをリフトし、市町村が安心してガバメントクラウドを利用できることを検証。
- ・ 具体的には、次の3点
 - (a)標準非機能要件の検証
 - (b)標準準拠システムの移行方法の検証
 - (c)投資対効果の検証
- ・ 検証後に、データをリフトし、本番環境に移行する。
- ・ 検証作業中は、市町村のサービス提供に影響を与えないように、既存システムを並行稼働させる。

4. これまでの経緯等

令和3年	6月	先行事業公募開始
	8月	先行事業計画提出締切(52件)
	10月	採択団体決定(8件) & クラウド事業者決定
	11月	検証事業開始
令和4年	9月	中間報告公表

ガバメントクラウド先行事業（地方自治体の基幹業務システム）採択団体一覧

応募のあった52件の中から、8件について下記の点について評価し、採択。

#	団体名(団体規模順)	人口 (R3.1.1現在)	システム構成	評価した点
1	神戸市	1,526,835人	マルチベンダー	政令指定都市、かつ、影響度の高い 住基および共通基盤 がリフト対象。他の 大規模団体へのモデル となりうる。
2	倉敷市（高松市、松山市と共同提案）	481,537人	マルチベンダー	3団体が同じアプリ製品を使用してリフト。共同検証実施により、構築・移行方法とアプリ種類が同一下においての検証結果を得ること（ 構築・移行方法やアプリ以外に、影響を与える要因を調査 ）が可能と考えられる。
3	盛岡市	286,820人	オールインワンパッケージ	費用対効果の検証について、 現状における比較、5年後での比較、KPIを定めて検証 を実施。ハウジング、自庁サーバで運用しており、クラウド利用の実績がない団体のモデルケースとしても有用と考えられる。
4	佐倉市	173,619人	マルチベンダー	主要17業務をすべて含む合計27システム をリフトに加え、マネージド型の PaaSサービス 及びクラウドが提供する テンプレート機能 を積極利用し構築・移行。
5	宇和島市	73,067人	オールインワンパッケージ	低コストで、主要17業務をすべて含む合計55システム をリフトしての検証が可能。
6	須坂市	50,340人	オールインワンパッケージ	ガバメントクラウド接続に 県域WAN を共同利用する接続検証を実施。 既存のインフラを活用した移行のモデル となりうる。
7	美里町（川島町と共同提案）	11,113人	オールインワンパッケージ	クラウド移行について、 複数の方式 を検討・試行し、費用、移行時間、品質、セキュリティ、作業負担等の観点から比較を行うことで、 他団体が移行方法を検討する際のモデル となりうる。
8	笠置町	1,248人	マルチベンダー	フレッツ光対象外の地域ならではの 安価に接続できること ができる 回線のあり方を検証 。同様の事情を抱える団体のモデルケースとして有用と考えられる。

※採択団体の応募資料は、デジタル庁Webサイトに掲載します。